

# 短時間・有期でも安心して働く 雇用守れ！均等待遇実現！の運動に参加を

**県活の雇止めは酷い**

**一これでは有期雇用は皆解雇に**

県や市町村では、正規職員の数を超える非正規職員と委託・指定管理労働者（公共労働者）が働いていることが総務省調査でハッキリしました。住民の暮らしを守る実務の多くが非正規と公共労働者で支えられています。

ところが、道具のよう使之捨て可能、賃金・労働条件はあまりの格差、説明のつかない低水準です。社会保障や福利厚生も同様です。

これ、雇用制度の欠陥だと思いませんか。きっと、いつの日か「酷い制度が許されないとんだね」となるでしょう。でも、黙ついたら進みません。非正規と公共労働者が力を合わせて運動しましょう。

頑張る人はたくさんいます。埼玉県の外郭団体の（公財）

**集まれ非正規・公共労働者  
経験語り  
知恵を出し合う集いへ**

○○○  
6月16日（日）午前10時～  
さいたま市産業文化センター  
①不合理な格差を禁止する法律  
をどう活かすか（弁護士のお話し）  
②県活裁判と春日部学童の運動・経験のどこが活かせるか  
③会計年度任用職員制度で前進するために、他 参加自由



来年4月からの会計年度任用職員制度における交渉も着々と行われています。草加市職では、たくさんの非正規職員が新たに組合に加入しました。さあ、一緒に運動に参加しませんか。

自治労連埼玉・非正規公共協議長 曾我江美子

労働組合が頑張って今年4月の雇用を守り、全員に補償をさせ、学童事業の質も守りました。

昨年7月、春日部市社会福祉協議会が学童保育事業の指定管理から撤退したために、約160人の指導員が解雇の危機にありました。しかし、勝手な「契約期間がきたから」という理由で雇止めが行われていました。

そこで、「契約期間がきたから」では労働契約法違反になるので、3年ごとに形ばかりの雇止めが行われています。

法律で認められないことが横行

本当は、民間ではそんなこと出来なくなりました。2012年に労働契約法19条が定められたからです。

2012年8月10日  
付けで厚生労働省は「有期労働契約が反復して更新されたことにより、雇止めをすることが解雇と社会通念上同視できると認められる場合、又は労働者が有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新される場合、または労働者がものと期待することについて合理的な理由がある場合、又は労働者が有期労働契約が更新されない」と認めたことを通知しています。

それを、「契約期間がきたから」では労働契約法違反になるので、3年ごとに形ばかりの雇止めが行われています。

外郭団体も素直に実行すべき

あなたの中場はどうですか

なぜ、労働契約法が改正されたのか。前述の厚労省通知は「今般の改正是、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めがあることによる不合理的な労働条件を是正することにより、有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため」と労働契約法第18条から第20条までの規定を追加するものである」と説明しています。



**有期で働く者のためにも金子さんを勝たせよう**

**裁判と並行し、均等待遇や  
短時間・無期雇用制度へ**

「試験」を行つて「公募」の体裁をとり、いざ、訴えられたら、非常勤の仕事は「恒常的・基幹的な仕事ではなかつた」とか「労働時間が短い」などといふ訳をして労働契約法19条の適用逃れをする。これが埼玉県の外郭

胸に手をあて、  
公正を考えて

県活・金子さんの前回裁判期日では、当時、いきいき埼玉に派遣されていた県職員と、直接の上司の尋問が行われました。いきいき埼玉の弁護士の尋問はひどい内容でした。

玉の弁護士の尋問はひ

どい内容でした。

やたら埼玉県の権威を強調したり、事実の

すり替えを行つたり、裁判官にみせたりと、裁判官への印象操作をして労

働契約法18条の精神を歪曲する証言を求めていました。（裏面参照）

正規の皆さんも一緒に労働契約法18条から20条の精神を活かし、有期雇用労働者の権利を守つていきました。



2019年5月10日発行  
NO. 9  
自治労連埼玉県本部  
非正規雇用公務公共関係  
労働組合協議会（非正規・公共協）  
電話048-866-0661  
jichioren-saitama@nifty.com



**春日部学童労組が大活躍**  
市民宣伝前に弁護士の説明・学習、意思統一する参加者

昨年7月、春  
日部市社会福祉  
協議会（以下「社協」）は20  
年も続けてきた  
学童保育の指定  
管理（今年4月  
から新規）から  
突然の「撤退」  
を表明しました。  
指導員約16  
0人の雇用・生  
活危機、千六百  
人超の子ども達  
と働く父母の権  
利の危機でした。  
そして、雇用を守りま  
した！ 社協の責任を明  
確にしました！ 保育の

## 運動条件と保育の質の低下も許さなかつた

昨年7月、春  
日部市社会福祉  
協議会（以下「社協」）は20  
年も続けてきた  
学童保育の指定  
管理（今年4月  
から新規）から  
突然の「撤退」  
を表明しました。  
指導員約16  
0人の雇用・生  
活危機、千六百  
人超の子ども達  
と働く父母の権  
利の危機でした。  
そして、雇用を守りま  
した！ 社協の責任を明  
確にしました！ 保育の

### 何が起きたの？

埼玉はどこも指導員不足に陥っており、有資格者の確保が困難です。加えて、春日部市は強烈なコスト削減姿勢で、市の指定管理の人事費の積算では自立した生活をめざす、経験ある指導員を育てるのは困難です。

埼玉県学童保育指導員  
協議会（以下「社協」）は8カ  
月にわたり、社協、春日  
部市、市議会、そして新  
指定管理者となつた（株）  
トライ・グループ（以下「トライ」）に向けた運  
動にとりくみました。

組合は、「子ども達の  
成長、父母の働く権利、  
支援員の雇用を守る要望  
と学童保育の環境や指導員  
の雇用を守るために積極

## 県活側弁護士尋問への傍聴参加者感想



弁=県活側弁護士 証=県活側証人 金=金子さん

役所の雇用つて、そんな模範的なの？  
郭団体ですか？  
ハイ、そうです  
そうすると自治体のやり方を使つていてる？  
県に準じた形です  
弁役所と同じにきち  
ちり？  
……でも、地方公務員法の脱法的な非正規裁判で指摘されていな  
かつたの？  
だから、総務省もた

正規は上司だけです  
しょ。すり替えよ！  
相変わらず「上司から指示を受け、決裁を

事実に反します。  
金子さんが主査や課長などと印象づけるのは  
役所の権威や県の外郭団体だから適正」などと印象づけるのは  
事実に反します。

金子さんが簡単な仕事しかできないかの印象を裁判官にもたせる  
ために、今の仕事（ホーメンセンターの経理）を

金子さんが主査や課長職員に報告をして指示を仰ぐこと、文書等の決裁を受けることは組織上あたり前のことだと思います。

それを「正規職員からの指示」が無ければ仕事を進められない職員かの印象を裁判官にもたせていました。

だから我慢して、経済的に不利だけど短時間の仕事につかざるを得なかつた。弁護士な

らそんなこと百も承知。だから我慢して、経済的に不利だけど短時間の仕事につかざるを得なかつた。弁護士な

らそんなこと百も承知。だから我慢して、経済的に不利だけど短時間の仕事につかざるを得なかつた。弁護士な

らそんなこと百も承知。

### あっちでもこっちでも運動ひろげる非正規・公共協

次回は、埼玉県公園緑地協会への「雇止め」撤回裁判や川口市の委託5組合の運動を紹介します。

トライとの労働条件協定を受けると保護者と組合に説明していました。それが、公募締め切り2日前に急きよ理事会を開催し、1時間の協議で、学童事業からの「撤退」を決めてしまいました。

組合は、「子ども達の成長、父母の働く権利、支援員の雇用を守る要望と学童保育の環境や指導員の雇用を守るために積極

## 会計年度任用職員制度

年末手当の支給は、当然の流れに遅れていった会計年度任用職員の条例も埼玉県が3月

恒常的職種ではフルタ

パートタイムでも正規の給料表をベースの月額に地域手当分を上乗せし

た報酬月額に加えて、期末手当を支給するのがスタンダードの回答になつた。

そこで、指定管理者制度や役所が行う契約制度の改善にむけたとりくみが進行中です。